

ご 案 内

施設基準

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号に基づく『厚生労働大臣の定める掲示事項』は下記の通りです。

【入院基本料に関する事項】

1. 当院の地域包括ケア病棟（東病棟）では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

【時間帯ごとの配置】

- ・ 朝9時00分～夕方16時30分まで、看護職員1人当りの受持ち数は7人以内です。
- ・ 夕方16時30分～翌日9時00分まで、看護職員1人当りの受持ち数は28人以内です。

2. 当院の一般病棟（鷹取1病棟）では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

【時間帯ごとの配置】

- ・ 朝9時00分～夕方16時30分まで、看護職員1人当りの受持ち数は8人以内です。
- ・ 夕方16時30分～翌日9時00分まで、看護職員1人当りの受持ち数は18人以内です。

3. 当院の精神科病棟（鷹取2病棟）では、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

【時間帯ごとの配置】

- ・ 朝9時00分～夕方16時30分まで、看護職員1人当りの受持ち数は8人以内です。
- ・ 夕方16時30分～翌日9時00分まで、看護職員1人当りの受持ち数は27人以内です。

4. 当院の療養病棟（鷹取3病棟）では、1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

【時間帯ごとの配置】

- ・ 朝9時00分～夕方16時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持ち数は8人以内です。
- ・ 夕方16時30分～翌日9時00分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持ち数は23人以内です。

- ・一般病棟入院基本料【急性期一般入院料 6】（一般病棟（鷹取 1 病棟））
- ・療養病棟入院基本料【療養病棟入院料 1】
注 12 看護補助体制充実加算 3（療養病棟（鷹取 3 病棟））
- ・救急医療管理加算 ・診療録管理体制加算 3
- ・電子的診療情報連携体制整備」加算 3 ・療養病棟療養環境加算 1
- ・精神病棟入院時医学管理加算 ・精神科身体合併症管理加算
- ・精神科慢性身体合併症管理加算 ・口腔管理連携加算
- ・医療安全対策加算 2 ・感染対策向上加算 2
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 ・データ提出加算 1 及び 3
- ・入退院支援加算 1 ・精神科入退院支援加算 ・認知症ケア加算 2
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算 ・精神科急性期医師配置加算 2 のロ
- ・地域包括ケア病棟入院料 2 注 5 看護補助体制充実加算 3（地ケア病棟（東病棟））
- ・精神科急性期治療病棟入院料 1（精神病棟（鷹取 2 病棟））
- ・入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）
- ・救急外来医学管理料 3 ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3 ・がん治療連携指導料
- ・こころの連携指導料Ⅱ ・精神科退院時共同指導料 2 ・薬剤管理指導料
- ・検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーションⅡ ・廃用症候群リハビリテーションⅡ
- ・運動器リハビリテーションⅠ ・呼吸器リハビリテーションⅠ
- ・精神科作業療法 ・精神科ショートケア「小規模なもの」
- ・精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料)
- ・医療保護入院等診療料 ・輸血管理料Ⅱ ・輸血適正使用加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 16 に掲げる手術
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・入院ベースアップ評価料 79
- ・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関

令和 8 年 7 月現在

※ 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）および、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時【夕食においては夕方 18 時以降】適温で提供しています。

明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

明細書が不要な方は会計窓口へお申し出ください。

文書料

当院では、以下の文書料について、自費負担(消費税を含む)をお願いしています。

- | | | | |
|-------------------------------|-------------|-------------|--------------|
| 1) 証明書 | (1通) 1,650円 | 2) 診断書 | (1通) 4,950円 |
| 3) 特殊診断書 | (1通) 4,950円 | 4) 生命保険診断書 | (1通) 7,700円 |
| 5) 年金診断書・一般 | (1通) 5,500円 | 6) 年金診断書・精神 | (1通) 13,750円 |
| 7) 死亡診断書 | (1通) 7,700円 | 8) 死亡証明書 | (1通) 2,750円 |
| 9) その他詳細は、医事課もしくは病棟師長にお尋ね下さい。 | | | |

特定療養費に関する事項

1. 特別の療養環境の提供(差額室料)

種 別	1日の室料(消費税含む)	病 室 番 号
特 別 室 使 用 料	11,000円	東病棟特別室(717)
個 室 使 用 料	8,800円	108 110 115 116
		208 210 212 213
	7,700円	728
	6,600円	312 313
		707 712 713 715 716
		721 726 727 730
2 人 室 使 用 料	2,200円	708 710 711 725 731

この表中、108号～116号室は一般病棟(鷹取1病棟)です。

208号～213号室は精神科病棟(鷹取2病棟)です。

312号～313号室は療養病棟(鷹取3病棟)です。

707号～731号室は地域包括ケア病棟(東病棟)です。

入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収について

一般病棟において、同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の 15% は患者さんのご負担となります。当院では、ご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者さんのご負担になります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 6）・・・ 一日につき 2,313 円（税込）

ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりません。

- ◎ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎ 重症者病室に入院されている方
- ◎ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク B 以上）
- ◎ 脊髄損傷等の重度障害者
- ◎ 人工呼吸器を使用されている方
- ◎ 人工透析を週 2 回以上実施されている方

<この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課へお尋ねください。>

なお、ご入院時に 3 ヶ月以上の入院履歴を確認させて頂いておりますが、これは入院期間の算定の方法が当院のみでなく、同じ症状による病気や怪我で入院されれば、他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で 180 日に達しなくても、他の医療機関の入院期間を合算して 180 日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。

保険外費用に関する料金一覧

入院中以下の項目について、その利用量に応じた実費（消費税含む）のご負担をお願いしております。

ヘアカット（椅子・車椅子）	2,300円	死亡診断書	7,700円
ヘアカット（ストレッチャー）	3,000円	死亡処置セット	11,000円
カミソリ（1本）	33円	付き添い食事（朝）	385円
洗濯費（1日）	132円	付き添い食事（昼）	660円
洗濯費（月額）	3,850円	付き添い食事（夜）	660円
診断書料	4,950円	付き添い寝具ベッド	550円
証明書	1,650円	腹帯	1,100円
生命保険診断書	7,700円	T字帯	330円
年金診断書（一般用）	5,500円	代行業務手数料	550円
年金診断書（精神科用）	13,750円		
自立支援申請診断書	5,500円		
精神手帳申請診断書	5,500円		
成年後見人診断書	13,750円		

湘 南 病 院